

# ふなみち

2024年  
12月25日(水)  
第3617号

船橋市役所  
職員労働組合  
発行責任者 青木 賀一  
編集責任者 村上 はつみ  
Tel.047(436)3093  
Fax(436)3091  
Eメール  
f-kumiai@alpha.  
ocn.ne.jp

# 24秋闘 職員課長交渉 団結署名26日提出予定

組合は、12月17日(火) 教養室において職員課長交渉を行いました。この交渉は、9月27日提出の2024年秋季年末要求書に基づき交渉で、定期大会後新体制での初めてという事で、自己紹介からのスタートとなりました。交渉の概要を掲載します。

## 配偶者手当の廃止は、生活に影響！

**組合** 24人勸に伴い「配偶者にかかる手当を廃止。子に係る手当を13,000円(現在10,000円)に段階的に上げる」と提案された。

子育て支援の立場から、子に係る手当の引上げは賛成だが、配偶者手当については、介護や体調などで働けない配偶者や年齢的に子の扶養手当からはずれる大学生を育てている家庭など、お金が掛かる時期と重なり、物価高騰のあり生活への影響が懸念される。

**課長** 人勸での民間調査の結果では、配偶者手当は廃止の傾向となっており、時代の流れと想っている。他の部分でも人勸通りなので、ご理解いただきたい。

**組合** 24人勸で子の看護休暇取得要件が拡大され、感染症に伴う学校閉鎖も適用されたが、災害に伴う学校閉鎖には適用されないの

からの指摘が入るので、現行通りでお願いしたい。

## リフレッシュ休暇の拡充を！

**組合** 新たなリフレッシュ休暇として、10年、40年のリフレッシュ休暇を創設していただきたい。

10年リフレッシュは仕事の意欲向上に繋がるし、定年延長のあり40年リフレッシュも必要ではないか？

**課長** 仕事の意欲向上は、重要な事だと思っているが、10年、15年リフレッシュが両方ある自治体は近隣にない。

その年代は、育信休業などを取っていたり、子育て世代の休みも以前より充実してきている。

40年リフレッシュについては、対象者がまだ少なく、定年延長も始まったばかりなので、今後の課題としたい。



か？  
また、子の看護休暇の取得要件を孫に迄拡大できないか？

## 課長 地

公法で国や近隣との均衡を取る事が求められており、国

交渉は、この他に「ハラスメントの問題」「保育園職場の人員不足」「放課後ルーム職場の夏休みの長時間労働問題」「外職場の猛暑による暑さ対策や本庁職場の残業時の暑さ対策」などが協議され、部長交渉を求めて終了しました。

引き続き、臨時非常勤評議会の交渉が行われ、会計年度任用職員の病気休暇の拡充について協議しました。



# 地域手当削減許すな！ 史上最高2,716筆の団結署名

24人勸で地域手当の広域化が打ち出され、船橋市は8%区域に指定されており、現在の12%から8%に段階的に引下げるとされました。

地域手当削減は、ボーナスや超勤手当にも影響し、直接生活に影響します。

組合では、この間団結署名に取り組んできました。(11月19日から12月19日まで)

配布直後に問合せがあったり、夏季休暇削減反対署名より早いスピードで集まってきました。

署名を回収していくと、若い人が「僕も署名させて下さい」と言いに来たり、職場でも「習志野市が13%なのに、新人みんな取られてしまう」と話題になっているようです。

管理職からも、「組合さん頑張ってください」とエールを送られたり、管理部門からも署名が集まってきたりと、地域手当削減の影響の大きさ、怒りの大きさは計り知れないものがあると実感しています。

当局は、この期に及んでも「地域手当は国準拠」「ギリギリまで近隣を見たい」などいっています。

県人勸は地域手当に言及しなかったため、県職は地域手当を削減しない方向です。

船橋市も職員の生活を考えたら、「地域手当削減無し」の方向に舵を取るべきです。

# 「103万円の壁問題」 課税最低限度額の引き上げを 実現するためには様々な課題が...

収入	本人の影響		世帯の影響	結果
100万円	住民税の発生 ↓	所得税の発生 ↓	配偶者控除から配偶者特別控除(特別控除)へ 年金3号から1号者被保険者に船橋市任用の場合社会保険対象	手取りに影響なし
103万円				手取りがそれまでより減額しない
130万円				手取りに影響あり
約148万円※1				
150万円			特別控除が収入に応じて減額となる。	世帯の手取りがそれまでより減少しない
130万円 201万円			国民年金などの保険料が発生 配偶者手当等の支給対象外となる 配偶者特別控除がなくなる	世帯の手取りに影響あり
その他	配偶者の勤務する会社により、本人の収入額によって「配偶者手当等」の対象外になる。			

注 ※1 船橋市の社会保険加入要件

「週20時間以上勤務・月収88,000円・2ヶ月を超える任用」あるいは「週30時間以上・2ヶ月を超える任用」 学生は除く

## 「103万円の壁」って何？

国会では「103万円の壁」問題の審議が続いています。収入の額によって、所得税と社会保障負担の影響を受け、本人あるいは家族の収入が減額となる問題です。この「壁」をめぐって収入が減らないように勤務時間を抑制・調整することが起きています。103万円以外にも金額によって様々な「壁」があります。(上記表を参照。厚労省の資料を参考に作成。家族の状況により違いがあり、標準的指標としてご覧ください)

## 課税最低限度額は生存権の保障

社会制度は企業や国民の税金で成り立っています。日本国憲法は第30条(国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ)と定めています。

一方、所得税の課税最低限度額(基礎控除と給与所得控除 合計103万円)は憲法25条「生存権条項」に基づいて、最低限度の生活を営む権利の保障という面があります。しかし、年間103万円  
で自立した生活をするのは大変難しく、諸外国と比べても低い水準です。(アメリカ24



5万円、フランス372万円 単身の場合) だれもが安心して生活できるために「課税最低限度額」を引き上げることが国民の願いではないでしょうか。

同時に、課税最低限度の引き上げは勤労者すべての減税につながるが、基礎控除を引き上げた場合、年収500万円なら13万3千円の減税になるという試算もあります(大和総研)

## ネックの1つは財源保障

問題は減税した分をどのように補うのか。「財源の確保」です。178万円までの引き上げ(最低賃金の上昇率に基づく)をおこなった場合、その減税分は全体で7兆円超、地方自治体では約5兆円の影響が出ると試算されています(住民税や国の交付税など)。船橋市の影響は133億円が見込まれると公表されました。(12月議会答弁)

このままでは自治体職員の人件費の抑制や事業の見直しは避けられず、市の業務に大きな影響が出ることは避けられないでしょう。

また、消費税アップなど新たな増税をした場合、課税以下の人には増税となり、新たな不公平を生んでしまいます。一方、国債発行(国の借金)の対応も課題を残します。

こうしてみると、「103万円の壁」問題は大企業の法人税や増え続ける防衛費など、国の予算全体の中で解決することが必要ではないでしょうか。(ネット記事などを参考に執筆)

※前号(12月11日付け)ふなみち2面の記事「ソフトテニス部市連協大会」の内容に誤りがありました。関係者の皆様にお詫びいたします。

## 2024年 今年もいろいろ とりくみました。



6月 バスツアー



5月 野球大会抽選会



2月 市長交渉



7月 平和行進



5月 雨のメーデー



11月 保育集会



11月 定期大会



4月 新探説明会



5月 夏季休暇削減  
反対署名提出